

※個人番号（マイナンバー）が記載されている書面は提出しないでください。

「親権者変更調停・審判」の手續

離婚の際に未成年の子がいる場合には、父母の合意で親権者を定めることができますが、離婚後の親権者の変更は、父母の間で合意ができていない場合でも、必ず家庭裁判所の調停・審判によって行う必要があります。

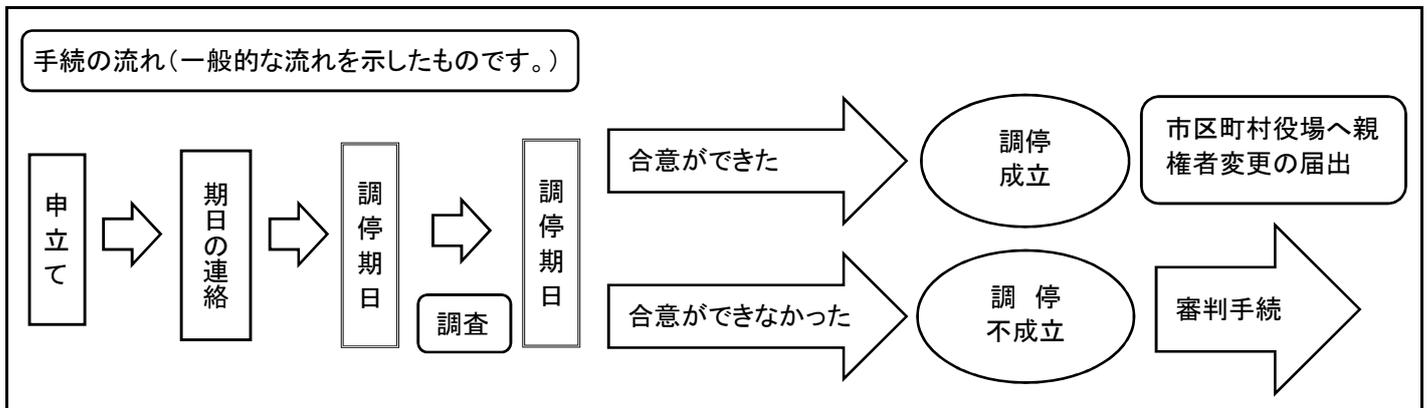
調停手續では、当事者双方から事情を聞き、必要に応じて資料を提出していただくなどして子の福祉にかなうよう話し合いを進めます。

話し合いがまとまらず調停が不成立になった場合には自動的に審判手續が開始され、双方が聴取した事情や提出された資料等一切の事情を考慮して審判をします。

審判を申し立てた場合でも、調停手續が先行することがあります。

※ 親権者が死亡あるいは行方不明等である場合は、親権者変更の審判を申し立てることができます。

申立てをする人	子の親族（一般的には父・母）
申立てをする裁判所	●調停申立て：相手方の住所地又は当事者が合意で定める家庭裁判所 ●審判申立て：子の住所地又は当事者が合意で定める家庭裁判所
申立てに必要な費用	<input type="checkbox"/> 収入印紙1200円（対象となる子一人につき） <input type="checkbox"/> 連絡用の郵便切手 ●調停申立て [84円×6枚, 50円×2枚, 10円×7枚, 2円×10枚] ●審判申立て [500円×4枚, 84円×10枚, 50円×4枚, 20円×4枚, 10円×10枚, 5円×2枚, 1円×5枚]
申立てに必要な書類	<input type="checkbox"/> 申立書3通（裁判所用、相手方用、申立人の控え用） ※申立書には相手方に開示できない住所を記載しないでください。 <input type="checkbox"/> 事情説明書1通 <input type="checkbox"/> 連絡先等の届出書1通 <input type="checkbox"/> 進行等照会書1通 <input type="checkbox"/> 申立人、相手方及び子（未成年者）の戸籍謄本（全部事項証明書）各1通 ※3か月以内に発行されたもの <input type="checkbox"/> （子が15歳以上で同意がある場合）子の同意書 <input type="checkbox"/> （相手方が行方不明の場合）戸籍附票1通 事案によっては、追加書類の提出をお願いすることがあります。  ★書類等の中に相手方に知られたくない情報がある場合で、家庭裁判所が見る必要がないと思われる部分は、マスキング（黒塗り）をしてください。マスキングができない書面については、「非開示の希望に関する申出書」に必要事項を記載し、その申出書の下に当該書面をステープラ（ホッチキス等）でとめて、一体として提出してください。



注 家事事件手續（調停、審判、調査等）においては、録音・録画・撮影は禁止されています。